

議案第9号

つくば市長等の給料の特例に関する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和6年6月6日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市長等の給料の特例に関する条例

(給料の特例)

第1条 市長の令和6年7月1日から令和6年8月31日までの間における給料の月額、つくば市常勤特別職給与条例（昭和63年つくば市条例第3号。以下「特別職給与条例」という。）第3条の規定にかかわらず、特別職給与条例別表に掲げる額から、当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

第2条 副市長の令和6年7月1日から令和6年7月31日までの間における給料の月額、特別職給与条例第3条の規定にかかわらず、特別職給与条例別表に掲げる額から、当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

市長の10%の給料減額を2か月、両副市長の10%の給料減額を1か月実施するため、この条例案を提出するものである。